



2022年4月4日

各 位

会社名 株式会社 セキチュー
代表者名 代表取締役社長 関口 忠弘
(スタンダード・コード9976)
問合せ先 取締役執行役員管理部長
霜鳥 守雅
(TEL. 027-345-1111)

定款一部変更の件

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、2022年5月11日に開催を予定している第71回定時株主総会に、下記の通り、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1)当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、業務執行については取締役会の監督のもと更なる意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、当社定款について、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会書類の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日に関する付則を設けるものであります。

(3)機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、定款変更案のとおり第40条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株 式 (自己の株式の取得)</p> <p><u>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、3名以上10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p>	<p>選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p>

現行定款	変更案
<p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第29条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p>
<p>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数)</p>	<p>第30条 当社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。 (常勤監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の賠償額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議の方法は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年2月20日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第41条 当社の配当基準日は、毎年2月20日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月20日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金または中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条. <u>変更前定款第 14 条(株主総会参考書 類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「<u>施行日</u>」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>当社は、第71回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第71回定時株主総会終結前の社外監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2022年5月11日(水) (予定)
定款一部変更の効力発生日	2022年5月11日(水) (予定)

以 上